



「臨時福祉給付金（経済対策分）」

（簡素な給付措置）の“振り込め詐欺”

“個人情報”の詐取”にご注意ください。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するため、支給対象者の方には、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）が支給されますが、以下についてご注意願います。

「臨時福祉給付金（経済対策分）」 （簡素な給付措置）に関して

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

● ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

